

児童虐待・子育て支援制度

児童虐待を社会全体で防ぎましょう

児童虐待は、育児の孤立化などがその背景にあるとされ、誰にとっても決して他人事ではありません。保護者は、育児の全てをひとりで抱え込まず、少しでも困ったら相談しましょう。社会全体での児童虐待防止が、いま必要です。



オレンジリボンには子ども虐待を防止するというメッセージが込められています。

児童虐待とは

児童虐待は、保護者が子ども（18歳未満）の心身を傷つけたり、すこやかな成長・発達を損なう行為です。児童虐待は以下の4つに分類されます。「しつけ」と称する体罰は法律で禁止されています。

身体的虐待

なぐる、ける、タバコの火を押し付ける、溺れさせる、戸外に締め出すなど

ネグレクト（養育の拒否・怠慢）

登校や外出の禁止、食事を与えない、ひどく不潔にする、車の中に放置するなど

性的虐待

性的行為を強いる、性器を見せる、ポルノ写真の被写体に強要するなど

心理的虐待

ことばによるおどし、無視や拒否的な態度をとる、きょうだい間の差別、子どもが同居する家庭におけるDVなど

見逃さないで！「たすけてサイン」

以下の特徴がみられる子どもや保護者は、虐待をしたり、受けたりしている可能性があります。「虐待かな？」と思ったら、迷わず長野市こども総合支援センター（福祉政策課篠ノ井分室）または長野県中央児童相談所へご連絡を！

子どものサイン

- いつも子どもの泣き叫ぶ声や悲鳴が聞こえる
- 不自然な傷ややけど、打撲のあとがある
- 衣類や身体がいつも汚れている
- 夜遅くまで一人で家の外にいる

保護者のサイン

- 小さな子どもを残してよく外出する
- 子どものけがについて不自然な説明をする
- 子育てに無関心・拒否的
- イライラしている

乳幼児揺さぶられ症候群

赤ちゃんが泣きやまないからといって、激しく揺さぶらないでください。

赤ちゃんや小さな子どもが激しく揺さぶられると、見た目にはわかりにくいですが、頭（脳や網膜）に損傷を受け、重い障害が残ったり、命を落とすこともあります。どうしても泣きやまない時は、赤ちゃんを安全なところに寝かせて、その場を少しの間でも離れ、まず自分をリラックスさせましょう。



DV（ドメスティック・バイオレンス）

同居する配偶者や内縁関係の間で起こる暴力で、DVは子どもの成長にとって大切な安全・安心を根底から壊してしまいます。そして、子どもの心や体に様々な悪影響を与えます。

ヤングケアラーとは

大人のように家族を支え、日常的にケアをしている18歳未満の子どもたちのことを指します。お世話の具体例は下記のようなものがあります。



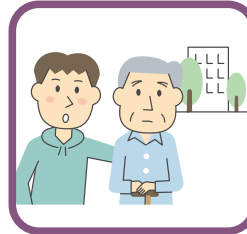
障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



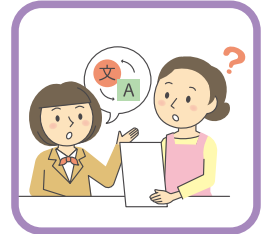
家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



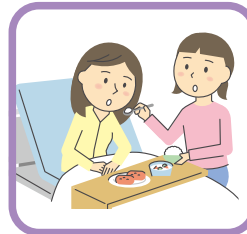
家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

子どもの困ったサインを見逃さないで

ヤングケアラーは悪いことではないですが、お世話をすることで子どもに以下のような影響が出ている際は、「困った」のサイン。身近な大人が気にかけて、話を聞くことが大切になります。

- 学校に行くことが難しくなっている。または、勉強についていけなくなっている。
- 進路の変更や就職を余儀なくされている。
- 友達と疎遠になってしまう。
- 身体や心の具合が悪くなっている。

体罰によらない子育てを推進しています 体罰は法律で禁止されています

これらは全て「体罰」です

- 言葉で3回注意したけど言うことを聞かないので頬を叩いた。
- 大切なものにいたずらをしたので、長時間正座させた。
- 友達を殴ってケガをさせたので、同じように子どもを殴った。
- 宿題をしなかったので、夕ご飯を与えなかった。
- 掃除をしないので、ぞうきんを顔に押し付けた。



様々な地域で児童虐待防止の取組をしています。

児童虐待・DV・子育てのお悩み連絡先

児童虐待・DV・ 子どもに関する 相談・連絡先

[児童虐待・DV に関すること]

●平日（8時30分～17時15分）

下記以外

こども総合支援センター ☎ 026-224-7062（直）

篠ノ井・松代・川中島・
更北・信更・大岡地区

福祉政策課篠ノ井分室 ☎ 026-292-2596（直）

●夜間、土・日・祝日の緊急連絡 ☎ 026-226-4911（代）

※代表電話にご連絡いただくと、別途担当職員が対応します。

●24時間・365日

内閣府男女共同参画局 DV相談ナビ ☎ #8008（はれれば）

[子どもの発達・子育てに関すること]

こども総合支援センター ☎ 0120-783-041

☎ 026-224-9746

子育ての お悩み電話相談

[子育ての悩み、不安、イライラを話してみませんか？]

●火・木曜日（10時～14時） ●土曜日（10時～12時）※祝日はお休み

子育てひといきホットライン（ながの子どもを虐待から守る会）

☎ 026-268-0008

[不登校・ひきこもりの心配、一人で悩まずご相談下さい。]

●平日8時～20時（不在の場合もあります）

ブルースカイ（登校拒否を考える親と子の会）代表 松田恵子

☎ 026-278-7223

児童虐待に関する 相談・連絡先

児童相談所虐待対応ダイヤル ☎ 189（いちはやく）通話料：無料

●平日（8時30分～17時15分） ●住所／大字南長野妻科282-7

長野県中央児童相談所 ☎ 026-238-8010

●夜間、土・日・祝日

長野県児童虐待・DV24時間ホットライン ☎ 026-219-2413（緊急時）

ヤングケアラーに 関する相談先

●平日（土日祝日、12月29日から1月3日までを除く期間）

こども総合支援センター（8:30～17:15） ☎ 026-224-7062

●平日（土日祝日、12月29日から1月3日までを除く期間）

長野県社会福祉協議会（8:30～17:00） ☎ 026-228-4244

※WebやLINE専用相談フォームによる相談も可能です。

ひとり親世帯への子育て支援

ひとり親世帯に対するさまざまな支援制度をご紹介します。

児童扶養手当 所得制限あり

母子・父子家庭等において対象児童を監護し、かつこれと生計を同じくしている母、父、または養育者に支給します。

〈対象〉 18歳到達の年度末（重・中度の心身障害児の場合は20歳未満）までの児童

〈支給額〉 ●お子さん1人のとき…… 48,050円～ 11,340円または0円（所得による）

●お子さん2人目以降加算… 11,350円～ 5,680円または0円（所得による）

〈支給月〉 年6回（5月、7月、9月、11月、1月、3月）支給

〈必要なもの〉 ●申請書 ●戸籍謄本 ●年金手帳 ●健康保険証 ●請求者名義の普通預金通帳 ●その他必要な書類等

問合せ先 子育て給付課 ☎026-224-5031または以下の支所へ

※篠ノ井・松代・若穂・川中島・更北・七二会・信更・豊野・戸隠・鬼無里・大岡・信州新町・中条支所

ひとり親世帯等の福祉医療制度

ひとり親家庭の父または母およびその18歳未満の児童や、父母のいない18歳未満の児童が病気やケガなどで医療機関等（薬局などを含む）を受診する際の、保険適用である医療費の自己負担分について助成します。（高等学校在学中は20歳まで延長可）

〈必要なもの〉 ●保護者名義の口座情報がわかるもの ●戸籍謄本 ●マイナンバー確認書類

●本人確認書類 ●対象となる方の健康保険情報がわかるもの：資格確認書またはマイナ保険証（マイナポータルにて健康保険情報が確認できるもの）など

問合せ先 福祉政策課 ☎026-224-7829またはお近くの支所へ

母子父子寡婦福祉資金貸付事業

母子及び父子家庭並びに寡婦が経済的に自立するための資金の貸付を行います。

ひとり親家庭等児童高等学校通学費支援金

ひとり親家庭の児童が高等学校等への通学に要する費用の一部を援助します。（所得制限あり）

高等職業訓練促進給付金事業

母子家庭の母または父子家庭の父が就職の際に有利な資格を取得するための養成機関で、修業する期間中（制限あり）、訓練促進給付金を支給します。（所得制限あり）

ひとり親家庭子どもの生活・学習支援事業

児童扶養手当受給世帯等の小学4年生から中学3年生までの児童を対象として学習支援等を行います。

自立支援教育訓練給付金事業

母子家庭の母または父子家庭の父が経済的に自立するための就業に結びつく特定の講座を受講した際に受講料の一部を支給します。（制限あり）

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

高等学校を卒業していないひとり親家庭の親及び児童が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指すために民間事業者などが実施する対策講座を受講する場合、その受講料の一部を支給します。（制限あり）

問合せ先 子育て給付課 ☎026-224-5031

母子生活支援施設

母子家庭等で児童の福祉が必要な場合、保護者、児童ともに入所して、自立に向けた支援をします。

問合せ先 こども総合支援センター ☎026-224-7062

交通・災害遺児見舞金

父母またはそのいずれかが交通事故、もしくは災害事故により死亡したり、重度の障害者となった遺児等に支給します。

問合せ先 長野市社会福祉協議会 ☎026-225-1234

遺族年金

国民年金または厚生年金保険の被保険者または被保険者だった方が死亡したとき、その方によって生計を維持されていた遺族に支給されます。受給するためには一定の要件がありますので、詳細はお問い合わせください。

問合せ先 長野南年金事務所 TEL026-227-1284 長野北年金事務所 TEL026-244-4100